

# 第1 共 通

## 第1章

### 統計の対象期間と基準日等の考え方

統計の数値

当統計は、それぞれの分野において総務省消防庁等が定める集計方法と当局の定める集計方法が異なる場合があるため、数値に差異が生じ、必ずしも一致しない場合がある。

統計の対象期間

1月1日から12月31日までの年統計とする。

※令和5年度に仮運用を開始した日勤救急隊に係る統計対象期間は、4月1日から翌年3月31日までの年度統計とする。

車両・資機材配備の現況等の基準日

令和6年3月31日とする。